

## 中期計画等の作成又は変更にあたっての事前承認の導入について

## 1. 基本的な考え方

- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月閣議決定）では、「運用委員会について（中略）資金運用の重要な方針等について、実質的に決定できる体制を整備する。」こととされている。
- 現在、先般公表された年金財政検証結果を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し作業を進めているが、その決定に際して、当該閣議決定を踏まえた対応をとる必要がある。

## 2. 具体的な方法

- 以下の事項について、理事長による決定の前提として、運用委員会に対し事前に案を諮り、運用委員会の承認を得なければならないこととする。
  - （1）業務方法書の作成又は変更
  - （2）中期計画の作成又は変更※年金積立金管理運用独立行政法人法に基づく運用委員会の議を経ることとされているものと同じ。
- 運用委員会は、上記により理事長から案の承認を求められたときは、運用委員会規則に基づき議決をするものとする。

## 3. 実施時期

運用委員会後、速やかに関係規程を改正・施行する。

(参考)

○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月閣議決定)

各法人等について講ずべき措置

年金積立金管理運用独立行政法人(抜粋)

- ・ 運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制を整備する。

○年金積立金管理運用独立行政法人法(抜粋)

(運用委員会の設置及び権限)

第 15 条 管理運用法人に、運用委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の作成又は変更

二 通則法第 30 条第 1 項に規定する中期計画(第 20 条において「中期計画」という。)の作成又は変更

3、4 (略)

○運用委員会規則(抜粋)

(議事)

第 5 条 運用委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運用委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。